

令和6年度障害者差別解消に関する取組み状況及び令和7年度取組み予定

令和6年度取組み

< 1 > 障害者差別に関する相談等の状況

① 相談・問合せ等の件数 全31件（昨年度比+12件）

相談の内容		相談 の主訴	確認後の 分類変更	確認後の 内容	割合	相談の相手方（件）				5年度 (件)
						区	他の行政機関	民間事業者	個人	
◆差別解消法関連		19件		11件	35.5%	5	0	6	0	7
不当な差別的取扱いについて		7件	ルール慣行へ2件 その他へ4件	1件	3.2%	0	0	1	0	0
合理的配慮の提供について		12件		10件	32.3%	5	0	5	0	7
内訳	物理的環境への配慮	6件	環境整備へ1件 その他へ1件	4件	12.9%	1	0	3	0	0
	意思疎通への配慮	1件	その他へ1件	0件	0%	0	0	0	0	3
	ルール・慣行の柔軟な運用	5件	不当な差別から2件 その他へ1件	6件	19.4%	4	0	2	0	4
◆環境の整備		1件	物理的環境への配慮 から1件	2件	6.5%	2	0	0	0	0
◆その他の相談・問合せ		11件	不当な差別から4件 物理的環境から1件 意思疎通から1件 ルール慣行から1件	18件	58.1%	1	0	17	0	12
◆対応中(年度末現在)		0件		0件	0%	0	0	0	0	0
合 計		31件		31件	100%	8	0	23	0	19

② 相談者別

区分	当事者	家族	当事者団体	区民	事業者・区職員 委託・指定管理	不明・その他	合計
件数	16 件	7 件	2 件	1 件	3 件	2 件	31 件
割合	51.6%	22.6%	6.5%	3.2%	9.7%	6.5%	100.1%
5 年度	11 件	5 件	1 件	1 件	1 件	0 件	19 件

③ 障害種別

区分	身体				知的	発達	精神	難病	不明・ なし	合計
	視覚	聴覚	肢体 不自由	内部						
件数	5 件	1 件	13 件	1 件	1 件	1 件	3 件	1 件	5 件	31 件
割合	16.1%	3.2%	41.9%	3.2%	3.2%	3.2%	9.7%	3.2%	16.1%	99.8%
5 年度	0 件	3 件	5 件	0 件	3 件	2 件	4 件	0 件	2 件	19 件

④ 対応の内容

対 応 区 分	件数	割合	5 年度
◆障害者差別解消法に基づく対応	11 件	35.5%	7 件
➤ 相手方への訪問・電話等を通して状況を確認し、合理的配慮の提供等に向け調整	4 件	12.9%	1 件
➤ 区が実施する事業（委託事業を含む）、区の補助事業の所管課へ対応を依頼し、経過を確認	6 件	19.4%	3 件
➤ 相談者の了承を得て、相談内容を相手方へ連絡（相談者が相手方との調整を希望しない場合等）	1 件	3.2%	3 件
◆環境の整備に関する対応	2 件	6.5%	0 件
➤ 相談内容についての助言等	2 件	6.5%	0 件
◆その他の相談・問い合わせ	18 件	58.1%	12 件
➤ 法律や区の体制、広報等について説明	4 件	12.9%	0 件
➤ 保健福祉サービスに対する意見として対応	1 件	3.2%	0 件
➤ その他の意見として対応 （不当な差別や合理的配慮に関する事前相談対応など）	12 件	38.7%	10 件
➤ 匿名等により調査ができなかったもの	1 件	3.2%	2 件
◆対応中（年度末現在）	0 件	0.0%	0 件
合 計	31 件	100%	19 件

※ 割合は、小数点第 2 位を四捨五入して表示しているため、各項目の和が、100%にならない場合がある。
また、内訳の割合の和が、小計の割合と一致しない場合がある。

< 2 > 具体的な事例

①行政のルール変更

事例1【学童クラブのルール変更】

相談者：保護者

【相談内容】

- ・子どもは支援学級のある A 小学校に通学してその学童クラブを利用し、送迎車両で帰宅しているが、夏休み期間中はその送迎車両が利用できないことを知った。
- ・このため、夏休み期間のみ自力で通える最寄りの B 学童クラブを利用したいと担当課に希望したが、不可との回答であった。
- ・父母は共働きのため送迎は難しく、児童の障害の状況から移動支援により公共交通機関を利用して通うことも負担が大きい。

【経過】

担当課と保護者でどのように解決できるか案を提案し協議した。

- ・担当課：夏休みだけの変更はできないが、通年で同じ学童クラブに在籍するのであれば変更を可能とする。送迎車両事業者との調整は保護者で行ってほしい。
- ・保護者：送迎車両事業者との調整が整い、送迎に関する懸念が解消されたため、B学童クラブに変更することにした。

【考察】

合理的配慮の提供にあたり、双方が建設的対話の目的を理解し、提供できることを協議し、問題が解決の方向に向かった。

②民間事業に関する内容

事例2【賃貸住宅申込受付拒否】

相談者：聴覚障害者

【相談内容】

区内在住の聴覚障害者が、区内賃貸物件の申し込みを仲介業者経由で行おうとしたが、管理会社から聴覚障害があるため内見を断られた。申し込みを受付しないのは障害者差別に該当するので、今後のために事業者に指導してほしい。

【経過】

- ・管理会社の担当者からの回答は、「受付を断った事実はない、今後は通常通りの審査になる」という内容であった。仲介業者からは、本人から受付ができないか再度確認して欲しいと申し出があったので、管理会社に連絡してつい先日内見ができた。契約の可否は管理会社の審査待ちの状況である。
- ・本人に再確認すると、内見はできたが審査が通過しても障害があるため大家が NG かもしれないと管理会社は話していた。契約は難しいと判断し、当該物件は自分から断った。別の仲介業者を通じて、新たな別件を探す意向である。

【考察】

・聴覚障害者であることを理由として、賃貸住宅の申込を不動産管理会社が一律に断るのは、明らかな障害者差別である。本事例では一度は断ったが、再度の申し入れで申し込みを受け付けたようである。国土交通省の対応指針等にも明示している差別的取り扱いが行われ

ているのではないかと懸念される。

- ・賃貸事業を営む賃貸人に対し管理会社から、障害者への不当な差別の禁止と合理的配慮について情報提供し理解を求めておくことが望まれる。

< 3 > 障害理解の促進と障害者差別解消の周知・啓発

障害のある人もない人も共に楽しむことができる交流の場の提供や、研修や講演を行い区民や事業者の障害理解を促進し、障害者差別解消の普及啓発に努めた。

- ・ 障害者週間の記念事業として、令和6年12月8日に区民ふれあいフェスタを実施した
- ・ 区内小学校へ手話講師を派遣し、差別解消に関する講義や手話講習を実施した。
(30校、111クラス 3,448名)
- ・ 障害者児のアート作品の展示支援を行った（世田谷美術館、玉川高島屋）
- ・ 発達障害に関する理解促進のための講演会を実施し、その内容をYouTubeチャンネルにて動画配信した。
- ・ ヘルプマーク・ヘルプカードの作成、配布（マーク6,026枚、カード4,497枚）
- ・ 障害者差別解消に関する研修等への講師派遣
- ・ ユニバーサルデザインの考え方、まちづくりの理解を図るため、小学校等への出張講座を実施した。（3校 12クラス 355名）

< 4 > 障害者差別解消支援地域協議会等の開催

世田谷区自立支援協議会「虐待防止・差別解消・権利擁護部会」において、報告や意見交換を実施し、その内容を障害者差別解消支援地域協議会（世田谷区自立支援協議会）に報告した。

令和6年7月26日（金） 障害者差別解消支援地域協議会
（内容）令和5年度の取組み状況等の報告等

令和7年1月31日（金） 障害者差別解消支援地域協議会
（内容）障害を理由とする差別に関する相談・問合せ及び対応について及び研修実績にかかる報告について

< 5 > 障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例に関する事業の推進

- ・ 解説パンフレットの作成・配布
条例の趣旨を区民等に広く周知するための解説パンフレット作成し、区立小学校4年生に向けてパンフレットの配布を行った。（計8,994枚）
- ・ 商店等における共生社会促進物品助成事業の実施
条例に定める「地域での交流及び支え合いの推進」の取り組みとして、多様な区民の接点の場でもある商店街を中心に、障害者が外出しやすい環境を整えることにより、障害に対する理解を促進するとともに、商店等での障害者を受け入れる環境の向上を図るための物品の購入・作成経費助成事業を実施した。
（計8件：簡易スロープ6件、簡易手すり2件）

< 6 > 世田谷区手話言語条例の普及・啓発、手話を使いやすい環境の整備

- ・ 条例趣旨を区民等に広く周知するためのPR施策の実施
世田谷ラグビーフェスティバル（12月7日開催）での手話ワークショップの実施
- ・ 手話を使いやすい環境整備
区役所における待機手話通訳者の配置時間の拡充や保健福祉課等の窓口で二次元コード読み取りによる遠隔手話通訳を開始した。

< 7 > 庁内での取組み

- ・ 令和6年7月4日（木）「令和6年度第1回世田谷区障害者差別解消推進委員会」
- ・ 区が主催する講演会等の事業への手話通訳者の派遣等を実施した。（実績114件）
- ・ 庁内向けメールマガジン「イエローリボン通信」を3回発行し、事例紹介等を行った。
- ・ 職員（外郭職員含む）に対しての「障害者差別解消研修」の実施。等

令和7年度の取組み予定

令和6年度の取組み状況等を踏まえ、令和7年度は以下の取組みを進める。

< 1 > 障害者差別に関する相談支援

- ① 障害者差別に関する相談等への適切な対応と改善の働きかけ
- ② 国・都と連携した取組み
- ③ 相談体制の周知

< 2 > 障害理解の促進と障害者差別解消の周知・啓発（共生社会ホストタウンの取組を含む）

- ① 障害理解促進イベントの開催（区民ふれあいフェスタ）令和7年12月7日
- ② 区内小学校への手話講師の派遣（29校93クラスで実施予定）
- ③ 世界自閉症啓発デー庁舎ブルーデコレーション
- ④ 障害者児のアート作品の展示支援
（令和7年6月4日～6月10日、令和7年10月28日～11月2日予定）
- ⑤ ヘルプマーク等の配布
- ⑥ 障害者差別解消に関する研修・講演会等への講師派遣・資料提供・開催協力
- ⑦ ユニバーサルデザインの考え方、まちづくりの理解を図るための小学校等への出張講座実施

< 3 > 障害者差別解消支援地域協議会の開催

障害者差別解消支援地域協議会の開催（令和7年7月25日・令和8年1月30日予定）

< 4 > 庁内での取組み

- ① 世田谷区障害者差別解消推進委員会の開催
- ② 障害者への配慮の推進に向けた取組み
（印刷物への音声対応促進、講演会等における手話通訳の実施等）
- ③ 指定管理者及び委託契約仕様書に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」の添付の徹底
- ④ 庁内向けメールマガジンの発行（随時）
- ⑤ 職員研修 職層研修・保健福祉領域研修・共催研修
- ⑥ 区外郭団体等への周知・協力依頼

< 5 > 障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例に関する事業の推進

- ① 条例解説パンフレット配布、区民等に広く周知するためのPR事業等の実施
- ② 商店等における共生社会促進物品助成事業の実施

< 6 > 世田谷区手話言語条例の普及・啓発、手話を使いやすい環境の整備

- ① 民間企業と連携し、条例と令和7年11月開催の東京2025デフリンピック（ろう者のためのオリンピック）を関連づけたPR施策を実施
- ② 区職員の手話への理解促進と、手話を必要とする方とコミュニケーションを図ることを目的に、福祉窓口の職員が簡単な挨拶の手話等を学ぶ研修を実施